

令和4年度 第1回神栖市スポーツ推進審議会 会議録

| | | | |
|------|--|-----|---------------|
| 日 時 | 令和4年10月5日（水） 15:55～17:25 | 場 所 | 神栖市役所 301 会議室 |
| 出席者 | 植木委員、坂本委員、原委員、大塚委員、星野委員、米川委員、佐藤委員、 塙委員、高橋委員、飯田委員（10名） | | |
| 欠席者 | 笛本委員（1名） | | |
| 事務局 | 小貫教育部長、佐々木次長、新井課長、大竹補佐、清田主幹 教育指導課：大槻課長、金井指導主事 | | |
| 開催形態 | 公開（傍聴者なし） | | |
| 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出について ・運動部活動の地域移行について | | |

会議内容

<出席者の報告>

出席者 10名、1名欠席。規則第5条の2項により、会議が成立。

<情報公開について>

審議会の情報公開及び傍聴希望者なしの報告。

<会議録署名委員の指名>

植木委員、飯田委員へ会議録署名委員の指名。

○小貫教育部長から挨拶。

○議案第1号 会長及び副会長の選出について

小貫教育部長が仮議長となり、議事を進行。

議 長：規則第4条第2項により会長及び副会長の選出は「委員の互選」となっている。どのように選出するか。

委 員：事務局一任でお願いしたい。

議 長：事務局一任との声があったが、よろしいか。

委 員：異議なし。

議 長：事務局一任と承認されたので、事務局より推薦をお願いする。

事 務 局：会長に米川委員、副会長に佐藤委員を推薦する。

議 長：会長に米川委員、副会長に佐藤委員を推薦されたが、皆さんの拍手をもつて承認とされたい。

（委員の拍手）

議 長：承認されたので、これをもって議長の職を解く。

○協議第1号 運動部活動の地域移行について

規則第5条により米川会長が議長となる。

米川会長より挨拶の後、議事進行。

事務局及び教育指導課より内容を説明後、委員より次の事項について意見を求める。

- ・地域のスポーツ団体等と学校の連携・協働の推進
- ・新たなスポーツ環境・スポーツ団体等
- ・スポーツ指導者
- ・スポーツ施設
- ・大会
- ・会費
- ・今後について

議長：「地域のスポーツ団体等と学校の連携・協働の推進」について、学校と団体等との連携について意見を伺いたい。

委員：スポーツ少年団は小学生が主に活動している。指導者は、自分で仕事を持しながら夕方指導のため、時間に制限があるというのが一つの課題だと思う。剣道など、中学生も参加しながら活動している団体もある。学校に部活がなく、体操や水泳は中学生を入れてやっているが、少年団と一緒に活動するとなると、活動範囲も決められてくるし、夕方の空いてる時間でしかできない。小学生は基本的なものからやるために、一緒に活動した場合には、指導の中でもかなりのリスクがあると思われる所以、検討の余地があるのでないか。ただ、休日の野球やサッカーなどは、時間的に余裕があるので中学生でも活動できると思う。その他の団体は、かなりの負担が来ると思う。いろいろ検討して改善しながらやっていけばいいと思う。

議長：小学生と中学生が一緒にというのは難しい、体格差の問題などもあるかもしれない。指導者がたくさんいて、場所がたくさんあれば、同じ団体の中にいても可能かなと感じる。

委員：今後の動向が気になる議題。競技にもよるかと思う。個人的に、休日に、少年団と一緒に練習する機会があるが、実際に活動を支える指導者の仕事はどうなるんだとか、一番良いのはそれが仕事になればいいと思う。

事務局：部活が丸々なくなるわけではなくて、平日は引き続き学校の方で、土日の部活動が地域に移行するということ。

委員：試合はどうなるのか。

事務局：引率はしない。土日は、クラブ活動に移行。将来的には、なくなる方向のようだが、来年度から3年間は試し期間。それ以後は、学校側は、平日の夕方はみるが、土日はみないというもの。

委員：波崎と神栖で小学3~6年生の教室をやっているが、非常に集まりが悪い。それぞれ、指導者が10人ずつ位いるが、年齢の問題で見本になれないケースがある。卒業生の中学生が来ると見本になれるし、盛り上がる。学校の試合前だと参加はダメというところもあったようだが、中学の生徒も来られる状況を作っていただければ、一緒にやるもの可能かと思う。

委員：指導にきてくれないかということで、大学から数名が近くの中学校に行っている。小学校の学習支援教室で、教職課程の学生がそのままクラブ活動に残るということもあった。神栖市は、大学が活動ないので難しい。今までの話を考えなくても、学校は運動体育を教える教育の場、放課後は子ども達が自分で自分の自由な時間を使ってスポーツ活動をやる、そういう外国的なところに移行するのだと思う。注意するところは、子ども達がスポーツ活動するにあたって教育的配慮に欠ける部分がある。全くスポーツに関係ない業者がクラブ活動の指導に参加したい、そういうところを見

極めて、行政と教育現場で、子ども達にどういうクラブがどういう方針でやっているかという方法を周知する。以前までの問題は、ケガの責任の問題。今までとはガラッと変わった課外教育のところが民間になる。そこをしっかり見定めていくような行政のやり方が必要になってくると思う。

議長：学校職員も、まだ部活で土日試合やりたい、そういう職員ばかりではないが、職員の意識も変わっていない現状もあると現場で感じている。

委員：部活動は令和4年度からなくなるということだが、先生達は一切関わってはいけないということなのか。

事務局：今、法整備をしており、教員とは別の職を兼業することが可能であるというような整備。要するに教員としてではなく、いち地域住民として部活動に関わることは可能というように法整備が進む方向になっている。

議長：教員の働き方改革というのがあって、土日も平日も部活動があって、時間外勤務を少なくしなさいと。まずは自分の心身の健康状態が一番なので、時間外勤務を減らして自分の生活に余裕があれば、携わってもいいと。続いて「新たなスポーツ環境・スポーツ団体について」意見を伺いたい。

事務局：今後、民間等の参入が考えられる。指導者確保の観点から、既存の団体だけで受け入れられるかというとそうではないと認識している。引き続き学校の先生がやりたいという場合、既存の団体で競技者の確保という観点から受け入れたいというところ、新たに目的として立ち上げる団体など。そういう時にスポーツ協会や少年団、学校の先生の場合だと営利を目的にということは無いと思うが、営利を目的としているような法人等が参入してきた時にどのようにすみ分けしたらよいかという問題がある。例えば、行政側で認定式にするとか、いろいろルールを作るやり方などがあるかと思うが、この辺りの考え方をお聞きしたい。

委員：最初は、大枠を作った方が良いと思う。教育機関を通じてスポーツをなじませていくという事で、それを生涯スポーツに繋げるという大きな狙いがあると思う。やっていく中で、最初はおいしいと食らいついで採算が合わないとなったら撤退していくと思う。その期間もしばらく続くと思う。スポーツの見方が色々変わってくる。今の日本人はかなり特殊なスポーツのやり方している。海外から比べたら全く異質。海外の場合は、学校の授業が終わったら、あとは自分たちの時間、そこで自分たちが自分に合ったもの選ぶ。提言の中でもあるように、それが本当なのかな。スポーツで結果を残したい人もいるし、楽しみたい人もいるので、そうする事は今まで矛盾してたので、課外活動が学校から離れていいけば、このクラブは上を目指していくチームでとか。あと、日本人はスポーツの中でよく体罰がある。学校の先生が熱心にやっていく。関係上どうしても授業中は縦。そのまま放課後に入っていくので、熱心なあまりやっぱり体罰。海外の場合は、スポーツの現場では体罰は一切無い。それはやっぱり、営利でやっており、入ってくるのがお客さんなので、お客さんには手出さない。私の考えも含めてそういう状況。

議長：「指導者」について、確保が難しいという話が出ているが、他の団体で指導者が結構いる、など聞かせていただければ、今後の参考になる。

委員：スポーツ少年団の指導者は、小学校卒業して地元の中学校に通う場合、例えばミニバスなんかでも指導に来てくれる。体操は、地元に中学高校がない。中学は女の子はいるが高校になると水戸、つくばとかになる。大学

進学すると東京とかに行ってしまうが、卒業してもこちらに就職口がない。中学、高校の在籍中はたまに来て見ていただけるというのもあるが、ひとつは将来の就職口の問題だと思う。提案だが、中学、高校だったら、種目によって違うが、スポーツ少年団に登録する。そうすると自由に参加できるというメリットもある。大会とかは平日があるので、先生達は遠くから見ていただいて、そうしていただければ指導する方も気軽に指導できるのではないか。

委 員：ここでいう指導者は、経験者であれば良いのか。私は、C級スポーツをとるようにと、斡旋してもらって取得した。前は町で斡旋していたが、今はやっていないのか。種目別にあって、私は12年かけて取った。資格保有指導者がほしいのであれば、そういう事ができるのもいいのではないか。

委 員：今回は資格求めていない。経験値。逆にいえば、ケガとかスポーツの技術面がネックになってくるかと思う。

事務局：先催事例の中で、大学生と企業の方を指導者として入れて、その中で資格は、とりとめていない。ただ、中学生のレベルを教えられるのか。楽しむ方だったらしいが、競技力を向上していくとなった時に、民間の参入、指導者については、ある程度持ったもので教えていくと、競技毎でできるところ、できないところがあり、中学校の部活毎でも違ってくるかもしれない。そういうところを市でなんとかした方がいいとか、民間の在り様を市がきちんとチェックしていくべきなのか。そういうところもでてくる。

委 員：身内で、クラブ活動している者がいる。指導者は経験者で、お母さんたちはお礼を出しているみたい。土日に移行するのであれば、そういうことで一生懸命になったり、何ももらわないでボランティアでやるのは、違う気がする。保険も入らないといけないしお金がかかっていく。安ければ、民間のクラブにいって、大会に出ると思う。指導員も土日だけじゃなくて、試合とかあるので、先生と連携を取らなければいけない。募集かけたら知り合いもいるし、広報などいろんな募集の仕方があると思うが、結構いろんな方がでてくるのではないかと思う。

議 長：「会費」について、アンケートにあるが、有償としてやるべきなのか無償としてやったほうが良いと考えているのか。有償であれば、どれくらいがいいか。ここで決めるわけではないが、委員さんの意見を伺いたい。

委 員：今現在、月に500円。スポーツ保険を入れて年間6,000円。スポーツ保険は子どもは800円、指導者は1,800円、年齢によって違ってくる。残ったお金は、ボールくらいは毎年買うが、クリスマスのプレゼントなど全部子どもたちに還元している。ただ、スポーツ協会から、30,000円ずつ、60,000円補助金がある。儲けるためではなく、あくまで子どもたちの健康。

委 員：指導者への報酬、お母さん方で、私がお話を聞いている限り、技術の向上を目指す子に関しては、上限がなく、うまくなりたいという子に関しては、親御さんは協力は惜しまないのかなと思う。ただ、楽しみたい、休日の時間を運動するのにあてたいという形だと、私の勝手な感覚だと、3,000円から5,000円位が、親御さんがおせるイメージだと思う。うまくなりたいのか楽しみたいのかで、報酬とかもいろいろ違うのかなと思う。

議 長：将来的には、神栖市で作るクラブがあったり、企業が参入してきたなかでのクラブがあつたり、すみ分けができてきたり、あと3年間でなかなか難

しい。

委 員：アンケートの、保護者の金銭的なところを見ていると、学校のクラブなのにお金を取るのか、月500円でいいだろうと考えている。千葉県の八千代市の中学校だと、バスケットのクラブは、月7,500円だけど部員が20人を超えてるのであまり悩まなくても、そのお金を指導者に払っている。指導者の資格については、学区外に離れるには教員資格が必要、スポーツ指導者なので資格がないと学区外に出せないので大会はやらないということになっているのではないか。将来的には、予算をとって指導員に資格を取らせて準備していくと、参入してくれる会社に資格があるかということが入ってくるのではないかと思う。

議 長：会費などがあるところは、施設の賃料とか指導者に払っている。

委 員：行政として今後やらないといけないのは法整備。スポーツ協会とか少年団は優先順位があつて施設を借りられるが、民間が借りるときは施設料金が違っていたり優先順位が下がったり、その調整も含めてやっていただけたらいいのでは。まず教育委員会で施設をおさえている。スポーツ協会、少年団でせっかくクラブを作ったのにいつやつたらいいのか。そういうところや料金も考えていただけたらいいのかなと思う。

事 務 局：「スポーツ施設について」。地域部活動を推進していくときに、認定したところを優先的に入れるのか。市の学校施設を開放しているので、部活動の地域移行に協力してただけるところに優先的に使えるように考えていく。料金のところは今、スポーツ協会に入っているところであれば無償で借りられていると思うが、株式会社〇〇というところだと営利利用で8倍の料金だが、法整備が決まったらどうするのか、部活動に関する者であれば安くする、または無償にするなどあるのか、ご意見伺いたい。

委 員：今まで実際8倍払って利用申請あったのか。

事 務 局：ある。プロスポーツや、宣伝、物販兼ねてる場合など。

議 長：地域で活動しているものなので無償とか、ご意見伺いたい。

事 務 局：ちなみに学校施設は営利宣伝は一切利用できない。例えば、〇〇会社が学校施設を使うということは今は無いが、今後こういう目的に会社が参入した場合はどうしたらしいか。学校も使って良いとなった場合のルール作りが必要。土日の部活動の移行なので、平日に通常の営利団体が技術を向上させる場合は有料、土日は無償にするなど色々ある。例えば、サッカーでいえばアントラーズがあると思うが、市内の施設を使う場合は有償。クラブチームが通常使う場合は有償だと思うが、地域移行に関する趣旨にあつたものは無償にするなど。皆さんの意見をいただきたい。

委 員：現在、教室では、週に2回無償でやらせてもらっている。

事 務 局：民間のクラブチームについてはどう思うか。既存のクラブチームは有償で仕方ないと思うが、この趣旨に沿ったチームができたらどうか。

委 員：少しおさえた金額で有償でいいと思う。クラブは会費を集めるのは前提。消耗品とかもある。

委 員：有償の方が、利用者の責任がある。ネットとか消耗品の扱いが雑になったり、ダメになったときのことを考えた時に、上限はあまり高くしないで有償の方が良いという印象。

事 務 局：8倍だとなかなか参入しづらいかと思う。有償か無償かでいえば、有償という感じか。もちろん、スポーツ協会や少年団を有償にするというわけで

はない。仮に民間が入ってきたときにどうしようかという話。

委 員：何倍というのは市が決めているのか。

事 務 局：条例で決めている。

委 員：変更はできるのか。

事 務 局：皆さんからいただいている税金で作った施設で、50円とか200円で使えるというのは、民間の施設から考えたらあり得ないので、それ位貰つてもうけるのであれば、それなりにください。という考え方もある。

今回この問題を初めて耳にした方もいらっしゃると思うが、民間の参入を、国からも指示が来ているので、ここで意見を出して決まりではないが、こういうことがあるということを認識いただきたい。大会に関しても、中体連は、平日開催なので学校側で対応できるが、練習試合や地区の大会は土日で、学校の先生は引率できないため学校単位の参加はできない。そういうところが今後協議が必要になるということを頭に入れておいていただきたい。

議 長：「大会」については、日本中体連は、令和5年度から地域のクラブチームの参加を認めるということになっていて、関東中体連、茨城県中体連も話し合いをしているところ。早い段階で話をしないと、来年の6月に子ども達や指導者が学校として出るのかクラブで出るのかはっきりしないので、今、法整備を考えているところだが、はっきりしていない。将来的にはクラブも特例として認めるということになると思う。

委 員：アンケートで、送迎のことが書いてあるが、親御さんの送迎がないと、自力ではだめなのか。

事 務 局：自力で行ける範囲内であれば問題ない。

議 長：例えば、神栖でクラブができて、1~4中で開催の場合、自転車で行くことは可能。テニスのクラブが海浜でやるということであれば遠い。

事 務 局：教員も休日は4時間で3,600円手当をもらっている。時間給あたり900円。私がやっていたころは750円。少年団活動は無報酬。ボランティアで教員が参加する場合もある。県では、家庭に対して補助をするか、指導者へ報酬を払うか、受け入れる団体に対して支払うか等を検討している。

事 務 局：委員の皆様は団体に広めていただき、ご意見を事務局の方に伝えていただきたい。

議 長：本日いただいたご意見は、今後、開催される神栖市部活動改革検討委員会における協議において活かしていきたい。

事 務 局：次回は2~3月頃に開催予定とし、その際、改めて進捗状況等報告する。

○閉 会

令和4年11月9日

委 員：植木秀一

委 員：飯田紀久
